ロ　再生利用事業者及び農林漁業者等

食品関連事業者から委託を受け、又は食品循環資源を譲渡されて再生利用事業を実施する者（以下「再生利用事業者」という。）は、食品関連事業者と特定肥飼料等の利用者である農林漁業者等とを結ぶ立場にある。このため、再生利用事業者は、食品循環資源の品質及び安全性の確保に関し必要な情報を食品関連事業者に伝えるとともに、利用者のニーズに適合する品質及び量の特定肥飼料等の製造を行うよう努めるものとする。その際には、再生利用事業の実施に伴い生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。なお、農林漁業者等が再生利用事業者となって再生利用事業を実施する場合についても同様とする。

農林漁業者等は、食品循環資源の再生利用の取組について理解を深めるとともに、飼料自給率の向上、環境保全型農業の推進、地球温暖化の防止等に寄与する観点から、特定肥飼料等の一層の利用に努めるものとする。

ハ　消費者

家庭から排出される食品廃棄物の量は、平成二十四年度においては、食品廃棄物等全体の排出量の約三割と大きな割合を占めている。また、消費者が食品循環資源の再生利用等に資する商品を選択することにより、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進に一層の効果が期待できることから、食品循環資源の再生利用等の促進に当たっては、消費者の行動変革が重要である。このため、消費者は、自らの食生活に起因する環境への負荷に対する理解を深め、食品を購入・消費する各場面において食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等についての積極的な取組への理解を深め、その取組への協力に努めるものとする。

ニ　食品関連事業者以外の食品廃棄物等を発生させる者

学校給食用調理施設、直営の社員食堂等において自ら食品廃棄物等を発生させる者、百貨店業を営む者、ビルの所有者等テナントとして入居する事業者が発生させる食品廃棄物等を管理する商業施設の設置者等の食品関連事業者以外の者においても、イの食品関連事業者の取組に準じて、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるものとする。

ホ　国

国は、食品関連事業者に対する指導、勧告等の法に基づく措置を適確に実施するとともに、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な情報提供、普及啓発、研究開発及び資金の確保に努めるものとする。また、国と地方公共団体との連携を図り、地方公共団体間の連携を支援するとともに、地方公共団体に対し、地域における食品循環資源の再生利用等を促進する上での参考となる事項等を示すものとする。

ヘ　地方公共団体

地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、地域における食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携を図ること等により、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。特に、市町村は、管内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等が地域の実情に応じて促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、家庭から発生する食品廃棄物の発生の抑制及び食品循環資源の再生利用等についても同様に、市町村が中心となって、その促進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向

食品循環資源の再生利用等を行うに当たっては、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第三条から第七条までに定める循環型社会の形成についての基本原則にのっとり、まず、食品廃棄物等の発生ができるだけ抑制されなければならない。次に、食品循環資源については、製品の原材料としての再生利用を進め、再生利用が困難な場合であって、一定以上の効率でエネルギーを得ることができるときに限り、熱回収を行うものとする。さらに、再生利用及び熱回収ができない食品廃棄物等については、減量を行い、廃棄処分される食品廃棄物等の量を減少させるとともに、その後の廃棄処分の実施を容易にするものとする。ただし、この優先順位によらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、この限りでない。

各手法の実施に当たっての基本的方向は、次のとおりである。

イ　発生の抑制

第一に、食品廃棄物等の発生の抑制を最優先することが重要である。特に、散在する事業所から少量ずつ排出されることの多い食品廃棄物等について再生利用、熱回収又は減量を行うことは技術的・経済的・エネルギー的に制約が多いことからも、発生の抑制が有効かつ重要である。このため、食品関連事業者においては、判断基準省令に従った取組を行うことはもとより、業種の特性や取引・販売の実態等も考慮し、食品廃棄物等の発生の抑制に向けた取組を行うものとする。

なお、製造・加工段階での食品廃棄物等の発生を抑制するため原材料を海外で製造された食材等に切り換えることは、食品廃棄物等の発生場所を単に海外に移転しただけに過ぎず、国際的視点からは、食品廃棄物等の発生の抑制や食品に係る資源の有効な利用につながるものではない点に留意する必要がある。

ロ　再生利用

第二に、食品循環資源については、特定肥飼料等の需給の動向等を踏まえ、可能な限り再生利用を進めることが必要である。

食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用を行うに当たっては、判断基準省令に従った取組を行うことはもとより、自らが発生させる食品廃棄物等の量及び組成並びに特定肥飼料等の原材料としての需要等を十分に把握した上で、適切な再生利用の手法を選択する必要がある。

(1)　飼料化

飼料化については、食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）を最も有効に活用できる手段であるのみならず、飼料自給率の向上にも寄与するとともに、輸入飼料に比べて安定した価格で流通するため畜産物の安定生産に資することから、優先的に選択することが重要である。特に、受け皿である畜産農家が多く存在する地域にあっては、家畜排せつ物由来の堆肥との競合を避ける観点からも、飼料化を促進するよう努めるものとする。なお、飼料化のうちペットフードの製造については、今般、判断基準省令を改正し、ペットフードの製造を行う際の基準として、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づく基準及び規格に適合させることを規定したところである。

(2)　肥料化

飼料化が困難な場合には、可能な限り肥料化（食品循環資源を原材料とするメタン化の際に発生する発酵廃液等を肥料の原材料として利用する場合を含む。以下同じ。）を行うことが重要である。

肥料化については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）第四条に基づく農業者（エコファーマー）の認定や環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）の普及により、引き続き再生利用製品である肥料の一定の需要が見込まれることから、地域や市場における有機質肥料の需給状況等を十分に踏まえつつ、利用先の確保を前提とした上で実行していく必要がある。